



情報通

2015. December 12月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

クライアントに対するマイナンバー対策について

情報システム委員会委員 加藤 昭弘

10月5日より「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が施行されましたが、既にマイナンバー法に便乗した不正な勧誘が発生しています。今後、クライアントに対し、どのようなマイナンバー対策・指導を行っていけばいいのかを考えてみたいと思います。

「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は、2013年5月24日に国会で成立し、全8章72条からなる「個人情報保護法」の特別法となります。日本国内に住民票を有する個人には12桁、法人に対しては13桁の番号を付番することとなります。

このマイナンバーを扱う事業者として、民間企業は「個人番号関係事務実施者」としての対応をする必要があり、民間企業がマイナンバーを取り扱う業務としては、次の業務が考えられます。

- ・従業員の所得税の源泉徴収票、住民税の支払調書の作成
- ・不動産の使用料等の支払調書の作成
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険関係の手続き等

※なお、平成27年10月2日の所得税法施行規則等の改正が行われ、マイナンバー法施行後の平成28年1月以降に発行する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。詳しくは、国税庁HPをご覧ください (www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdf)。

これらの業務に関しては、当然マイナンバーを取得する必要がありますが、これらの業務を遂行するにあたっては、取得したマイナンバーを適正に管理する必要があります。

マイナンバーの管理については、安全管理措置が設けられています。これらの安全管理措置を指導していくのも私たち税理士の重要な業務になります。なお、この安全管理措置については、税理士事務所においても遵守しなければならない内容となります。

1. 基本方針の策定

事業者の名称、関係法令・ガイドラインの順守、質問及び苦情処理の窓口等を定める必要があります。

2. 取扱規程等の策定

マイナンバーの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄を行う段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定める必要があります。

3. 組織的安全管理措置

- (1) 組織体制の整備
取扱事務担当者、特定個人情報等の範囲を決め、漏洩等があった場合の連絡体制を整備する。
- (2) 取扱規程等に基づく運用
特定個人情報の取扱いのルールを定め、システムログや利用実績を記録する。
- (3) 取扱状況を確認する手段の整備
取扱いのためのルールを策定し、特定個人情報ファイルを確認するための手段を整備する。
- (4) 情報漏洩事案に対応する体制の整備
情報漏洩が発生した場合の被害・影響を最低限とするための対策を整備す

る。

- (5) 取扱状況把握及び安全管理措置の見直し
特定個人情報に関するチェックリストを整備し、安全管理措置の見直し等に取り組む。
4. 人的安全管理措置
 - (1) 事務取扱担当者の監督
事務取扱担当者に対し、必要かつ適正な監督を行う。
 - (2) 事務取扱担当者の教育
事務取扱担当者に対し、定期的な取扱いを周知徹底すると共に適切な教育を行う。
5. 物理的安全管理措置
 - (1) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
「管理区域」、「取扱区域」を区分し、入退室管理、間仕切り等により仕切る。
 - (2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
施錠可能なキャビネットでの保管、PCへのセキュリティーワイヤーの取り付け。
 - (3) 電子媒体等を持ち出す場合の漏洩の防止
持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器を使用する。
 - (4) 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
保存期間、廃棄・削除の手順をルール化し、シュレッダーなどの購入を検討する。
6. 技術的安全管理措置
 - (1) アクセス制御
事務取扱担当者及び特定個人情報ファイルの範囲をアクセス制御により限定する。
 - (2) アクセス者の識別と認証
特定情報ファイルを取扱う端末を限定し、正当な担当者であることを識別し認証する。
 - (3) 外部からの不正アクセス等の防止
外部からの不正なアクセスをセキュリティソフト等の導入により防止する。
 - (4) 情報漏洩等の防止
暗号ツール等を導入することで、インターネットの接続による情報漏洩を防止する。

なお詳しい内容については、下記のHPを参考にしてください。

- 内閣官房HP [www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/]
内閣官房作成のマイナンバーの解説動画は是非、ご覧ください。
- 特定個人情報保護委員会HP [www.ppc.go.jp/legal/policy/]
事業者向けの安全管理措置に関するガイドラインが発表されています。
- 日本税理士会連合会HP [www.nichizeiren.or.jp/]
税理士事務所向けの基本方針のひな型等がWord形式で公表されています。

パスワードあれこれ ~あなたのパスワードは安全ですか~

情報システム委員会委員 小倉 修

銀行のキャッシュカードから、ネット通販、税理士会の会員サイトまで、今やIDとパスワードがなければPC環境は維持出来ないと言っても過言ではありません。

この10月からはマイナンバーの配布が始まり、税理士事務所ではセキュリティの整備に改めて対応を迫られています。

パスワードは銀行の4桁の数字が一番短いもので、長いものですと12桁以上にも及ぶものもあります。自分で忘れないコードで、他人からは見破れないものという一見矛盾したようなこの単語をどう扱ったらよいのでしょうか？簡単なようで、意外と難しい問題です。

よく指摘されるものが、自分の誕生日や携帯電話の番号、車のナンバーなど類推出来るものは避けましょう、との説明書きをご覧になった方も多いのではないでしょうか？

今回は筆者の経験からそのヒントになるものを以下に3つ提供してみたいと思います。

- ① 8文字以上の長い設定にする
- ② 数字や文字、記号の組み合わせを利用する
- ③ 出来るだけ意味を持たない文字列にする

とは言っても、意味の無い文字列は自分も忘れてしまいますので、関連付けを考えてみます。

例えば私が天津純一という税理士だった場合、アルファベット表記は、OTSU Junichiとなります。

これを少しひねってo2jun1にしてみます。天津の「つ」に数字の2(ツー)を、

純一の「一」に数字の1を使います。

さらにo2とjun1の間に_(アンダーバー)を入れてo2_jun1としたり、天津純一が四谷支部所属であることは税理士しか分からないので、yotsuyashibu_o2jun1や428shibu_o2_jun1、更には4tsu84bu_o2_jun1など、自分なりに工夫してみてください。

もう一つはソフトやデバイスを利用する方法です。キーパスワードを作成して、これを入力すればソフトが作動して登録してあるパスワードが見られるというものです。無料のものでもなかなか優れたモノがありますので、ネットで検索してみてください。

そして管理ソフトは対応ブラウザの多さ、自動入力機能、暗号化保存、管理のし易さなどから選ぶとよいでしょう。代表的なものとしては以下のものがあります。

- ・KeePass Password Safe
- ・ID Manager
- ・RoboForm

これらのソフトは、1つの基になるパスワード(キーパスワード)さえ覚えておけば、後は登録したIDとパスワードの一覧が見られ、そのまま自動で入力までしてくれる優れたモノです。

また、K社から出ている商品で、キャッシュカードくらいの大きさで、適宜液晶にパスワードを表示させる機械もあります(5000円程度)。

ただし、これらのソフトを利用するにはブラウザにパスワードを覚えこませないように注意してください。

それから、パスワードはあくまで本人が管理しているという前提ですが、100%安全とは言えませんので、定期的に見直しをかけるのも必要でしょう。